

訪問看護ステーション重要事項説明書（瑞心会）

1 事業所の概要

事業所名	医療法人 瑞心会 美浜訪問看護ステーション		
所在地	愛知県知多郡美浜町大字野間字上川田45番地の2		
介護保険事業所番号	①訪問看護	2365790019号	
管理者及び連絡先	氏名	連絡先	
	浜野久美子	0569-87-2112	
サービス提供地域	美浜町全域、南知多町（日間賀島・篠島を除く）全域、武豊町全域、常滑市の坂井・広目・小鈴谷・大谷・古場・古場町・苅屋町・苅屋・熊野町・西阿野・檜原地区、半田市の大湯町・椎の木町・板山町・君ヶ橋町・新野町・神田町・鴉根町・稲荷町・新宮町・富士ヶ丘・花園町・青山町・有楽町・旭町・川崎町地区とする。		

2 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人 瑞心会
代表者名	理事長 渡邊 靖之
所在地・電話	知多郡美浜町大字野間字上川田45番地の2 TEL0569-87-2111
業務の概要	医療業
事業所数	1カ所

3 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者	管理業務	1名
サービス担当職員	サービス担当	常勤換算 2.5以上

4 サービスの内容

- (1) 「訪問看護」は、利用者の居宅（自宅）において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。
- (2) 事業者は、次の日程により訪問看護サービスを提供します。
- (3) サービスは、別添の「訪問看護計画書」に沿って計画的に提供します。

営業日及び営業時間

区 分	内 容
営 業 日	月曜日から土曜日まで
営業時間	午前9：00～午後6：00
そ の 他	電話等により24時間常時連絡可能

(注) 年末年始（12/31～1/3）は「休祝日」の扱いとなります。

5 サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録書」書面に必要事項を記入して、利用者又は家族の方に保管していただきます。（在宅用訪問記録ファイル）
- (2) 事業者は、一定期間ごとに（又は1か月ごとに）「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成（完成）して、利用者に説明のうえ交付（するとともに、居宅介護支援事業者に提出）します。
- (3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を作成完了後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

6 サービス提供責任者等

- (1) サービス提供の責任者は、次のとおりです。
サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

氏名： 浜野 久美子 連絡先（電話）： 0569-87-2112

- (2) サービスを提供する主な看護婦等は次のとおりです。なお、事業者の都合により看護婦等を変更する場合は、サービス提供責任者から事前に連絡します。

主な看護婦等の氏名： 岡田 齋藤 大島 畑中 久村

7 利用者負担額

- (1) 利用者の方からいただく利用者負担金は、次表のとおりです。
- (2) この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です（※又は、介護保険の法定利用料の範囲内で当事業者が設定した金額です）。
- (3) 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスうへ、利用者の同意を得ることになります。）
- (4) 利用者負担金は、毎月ごとに引き落としが現金にてお支払いが引き落としでの取り扱いとなります

(5) 交通費

通常の実施地域を越えてサービスを提供した時は下記の額を負担していただきます。

- ① 通常の実施地域を越えてから、1キロメートルあたり30円とする

※知多半島道路を使用する際には別途となります。

(6) その他

- ① 自己負担金は、次の方法によりお支払いいただきますようお願いいたします。

現金払い（サービス提供時に月1回定められた日にお支払い願います）

- ② 上記の利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載してあります。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料（10割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分を請求することになります。

8 キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

全体窓口（連絡先）（電話）：0569-87-2112

- (2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。

9 当法人のサービスの方針等

- (1) 要介護者等の心身の特性を踏まえて、その利用者がある能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- (2) 実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

10 緊急時及び事故発生時の対応方法

- (1) 緊急時及び事故発生時にあたっては、緊急対応のうえ、利用者の主治医へ連絡し医師の指示に従います。また、登録されている緊急連絡先に連絡いたします。
- (2) 事業所の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因が認められる損害賠償については速やかに対応します。（訪問看護事業者総合保障制度加入）

1 1 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当法人お客様相談コーナー	電話番号 0569-87-2112 FAX番号 0569-87-2119 相談員(責任者) 浜野久美子 対応時間 午前9:00~午後6:00
--------------	---

○ 次の機関において苦情申出等ができます。

美浜町厚生部民生課介護係	所在地 知多郡美浜町大字河和字北田面106 電話番号 0569-82-4153 FAX番号 0569-83-0755
南知多町保健介護課 高齢者介護係	所在地 知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地 電話番号 0569-65-0711 FAX番号 0569-65-0694
武豊町福祉課	所在地 知多郡武豊町長尾山2番地 電話番号 0569-72-1111 FAX番号 0569-72-1115
半田市高齢介護保険課	所在地 半田市東洋町2丁目1番地 電話番号 0569-84-0648 FAX番号 0569-23-6061
常滑市福祉部高齢介護課	所在地 常滑市新開町4丁目1番地 電話番号 0569-47-6133 FAX番号 0569-35-4329
愛知県国民健康保険 団体連合会介護保険課内 苦情相談室	所在地 名古屋市東区泉1丁目6番5号 電話番号 052-971-4165 FAX番号 052-962-8870

1 2 虐待の防止について

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者：浜野 久美子
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します

1 3 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

【 説明確認書 】

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、サービス内容及び重要事項を説明しました。

事業者 所在地 知多郡美浜町大字野間字上川田45番地の2

事業者名 美浜訪問看護ステーション

説明者 浜野 久美子 印

サービス契約の締結に当たり、サービス内容及び重要事項の説明を受けサービス提供開始に同意します。

利用者 住所

氏名 印

代理人

住所

氏名 印